

3 3 環境事業年表

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
昭和42年	2月 倉敷市・児島市・玉島市が3市合併 合併に伴い 倉敷支所 清掃課 児島支所 清掃課 玉島支所 衛生課 2月 市清掃施設条例制定	5月 白楽町ごみ焼却処理場完成（30t／8h） 高速堆肥化処理施設完成（コンポスト） すでに一部において袋収集実施
昭和43年	3月 市清掃条例制定	
昭和44年	6月 機構改革により衛生部清掃課，玉島 支所保健衛生課となる	3月 水島し尿処理場完成（128kl／日） 11月 児島ごみ焼却処理場完成（60t／8h）
昭和45年	3月 市清掃事業審議会設置 12月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （廃棄物処理法）制定	3月 倉敷西部清掃施設組合 ごみ焼却処理場完成（70 t／8h）
昭和46年	3月 都窪郡庄村編入	6月 袋収集開始（倉敷地区） 10月 児島井津井最終処分場供用開始
昭和47年	3月 市廃棄物の処理及び清掃に関する 条例制定 5月 都窪郡茶屋町編入 機構改革により民生局衛生部清掃課 となる	3月 水島ごみ焼却処理場完成（60t／8h） 玉島羽口最終処分場供用開始
昭和48年		3月 茶屋町ごみ焼却処理場完成（10t／8h） 4月 粗大ごみを加え，3種分別収集開始
昭和49年	5月 機構改革により民生局衛生部清掃 事務所となる	1月 粗大ごみ処理場及び真菰谷最終処分場供用開始 4月 玉島阿原沖最終処分場供用開始
昭和50年		3月 茶屋町ごみ焼却処理場増設 （増設10t／8hを加え20t／8h） 9月 一般廃棄物処理業者許可制とする （魚滓・事業活動に伴うごみ） 12月 白楽町ごみ焼却処理場着工
昭和51年	10月 機構改革により衛生局衛生部清掃事 務所となる	

歴 年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
昭和 5 2 年		11月 白楽町ごみ焼却処理場完成 (150t / 24h × 2基)
昭和 5 3 年		
昭和 5 4 年		10月 児島井津井最終処分場拡張分供用開始 茶屋町最終処分場供用開始
昭和 5 5 年		8月 白楽町し尿処理場前処理施設、脱臭施設設置 粗大ごみ処理場 破砕機・選別機設置
昭和 5 6 年		4月 茶屋町ごみ焼却処理場休止 (20t / 8h) 10月 玉島し尿処理場完成 (70kl / 日)
昭和 5 7 年		※ 一般廃棄物 (ごみ) 収集運搬業の新規許可を凍結
昭和 5 8 年		
昭和 5 9 年	4月 機構改革により衛生局清掃部となる 清掃施設課を新設する	3月 水島し尿処理場前処理施設脱臭施設設置 4月 使用済み乾電池を加え4種分別収集開始 9月 第1回暮らしとごみ展開催
昭和 6 0 年		9月 第2回暮らしとごみ展開催
昭和 6 1 年		12月 真菰谷場内整備
昭和 6 2 年		1月 粗大ごみ処理場 破砕機・選別機撤去 E地区 (焼却灰の仮置場) 開設 9月 廃乾電池処分委託 12月 西部最終処分場建設着工 ※ 一般廃棄物 (ごみ) 収集運搬許可業者の増車凍結
昭和 6 3 年		10月 廃乾電池処分委託 ごみ減量化協力団体報奨金交付制度実施
平成元年		4月 水島ごみ焼却処理場、2交替制実施8時間延長し16時間運転とする 6月 西部最終処分場供用開始 8月 東部最終処分場着工 (第1期分)
平成 2 年	7月 清掃指導員制度の導入	2月 一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画策定 4月 家庭用ごみ焼却炉購入費補助金交付制度実施

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成 3 年	4月 機構改革により清掃部に東部埋立事業所を新設する 清掃管理課にごみ減量化対策室を新設する 再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法) 制定 10月 廃棄物処理法改正(発生・排出抑制, 再生利用促進など)	3月 東部最終処分場完成(第1期分) 茶屋町ごみ焼却処理場撤去(20t/8h) 児島ごみ焼却処理場バグフィルター増設 12月 一般廃棄物(ごみ) 処理基本計画改定 水島清掃工場着工・東部粗大ごみ処理場着工
平成 4 年	4月 機構改革により清掃部に清掃施設建設事務所を新設する	3月 児島赤崎小学校区約 2,630世帯をモデル地区に指定し, 5種分別収集実施 4月 生ごみたい肥化容器購入費補助金交付制度実施 10月 第3回暮らしとごみ展開催 児島柳田町約 1,500世帯・唐琴1~4丁目約1,100世帯を5種分別収集実施 11月 倉敷葦高小学校区約3,600世帯・水島連島南小学校区約2,330世帯・玉島上成小学校区約1,750世帯をモデル地区に指定し, 5種分別収集実施
平成 5 年	4月 機構改革により市民局環境事業部となる 清掃管理課を環境管理課とする 清掃施設課を維持補修課とする 清掃施設建設事務所を環境施設建設事務所とする 倉敷清掃センター・水島清掃・児島第2清掃・玉島清掃事業所を倉敷・水島・児島・玉島環境センターとする 児島第1清掃事業所を児島衛生センターとする 11月 環境基本法の制定	2月 児島地区残り全世帯を5種分別収集実施(21,140世帯) 3月 一般廃棄物(ごみ) 処理基本計画を改定 玉島地区5種分別拡大(250世帯) 5月 第1回リサイクルフェア開催 8月 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例全部改正 10月 第4回暮らしとごみ展開催 12月 玉島地区5種分別拡大(1,100世帯)
平成 6 年	4月 機構改革により環境管理課ごみ減量化対策室をごみ減量対策課とする 環境施設建設事務所を環境施設建設課とする 水島環境センターに水島清掃工場を置く	1月 東部最終処分場供用開始 2月 倉敷地区5種分別拡大(3,100世帯) 3月 倉敷市廃棄物減量等推進審議会設置 東部粗大ごみ処理場完成(80t/5h) 水島地区5種分別拡大(3,600世帯) 4月 玉島地区5種分別拡大(500世帯) 7月 生ごみ堆肥化容器補助制度対象範囲拡大 8月 水島ごみ焼却処理場休止(60t/8h) 水島清掃工場試験稼働開始

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成 6 年 (続き)		10月 水島地区 5 種分別拡大(1,600世帯) 第 5 回暮らしとごみ展開催 第 2 回リサイクルフェア開催 12月 水島清掃工場完成(300t/24h) 水島清掃工場本格稼働開始
平成 7 年	1月 阪神淡路大震災発生 6月 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法) 制定	3月 東部粗大ごみ処理場でのフロン回収業務委託開始 5月 水島収集基地完成 第 3 回リサイクルフェア開催 6月 東部粗大ごみ処理場稼働開始 7月 生ごみたい肥化容器補助制度補助基数を 2 基から 4 基へ拡大 7月～10月 伊丹市の災害廃棄物(木くず)を水島清掃工場で焼却処分(11t 車397台, 1,628,380kg) 9月 倉敷西部清掃施設組合清掃工場着工(120t/16h) 10月 第 6 回暮らしとごみ展開催 11月 資源選別所着工
平成 8 年		3月 資源選別所完成(15t/5h) 水島ごみ焼却処理場撤去(60t/8h) 東部粗大ごみ処理場ストックヤードにて廃家電品からのフロン回収業務委託開始 4月 資源選別所稼働開始 水島地区 5 種分別拡大(3,000世帯) 玉島地区 5 種分別拡大(1,816世帯) 家庭用ごみ焼却炉補助制度の対象基数を 2 基に拡大 5月 第 4 回リサイクルフェア開催 8月 白楽町し尿処理場浄化槽汚泥脱水施設増設着工 9月 倉敷地区 5 種分別拡大(3,940世帯) 10月 ごみ袋の透明化を実施 第 7 回暮らしとごみ展開催 リサイクル推進員モデル実施(52人) 児島ごみ焼却処理場(当初能力60t/8h)の老朽化に伴い、処理量を40t/8hに下方修正 12月 白楽町し尿処理場の浄化槽汚泥脱水設備稼働開始

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成 9 年	4月 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法) 一部施行 6月 廃棄物処理法改正(廃棄物の減量化・再生利用の促進, 処理施設の規制強化, 不法投棄対策など)	2月 倉敷地区 5 種分別拡大(4,837世帯) 一般廃棄物(ごみ) 収集運搬許可業者の西部最終処分場への搬入停止 一般廃棄物(ごみ) 収集運搬許可業者の東部粗大ごみ処理場および東部最終処分場への搬入開始 4月 リサイクル推進員制度本格実施(203人) 一般廃棄物(ごみ・し尿) 直営収集部門の土曜閉庁開始 し尿処理手数料を改定(消費税転嫁) 水島地区 5 種分別拡大(1,110世帯) 玉島地区 5 種分別拡大(1,300世帯) 事業ごみ処理手数料全面有料化を実施 5月 第 5 回リサイクルフェア開催 7月 倉敷地区 5 種分別拡大(5,589世帯) 8月 倉敷市し尿処理業合理化対策会議設置 水島地区 5 種分別拡大(1,650世帯) 玉島地区 5 種分別拡大(2,500世帯) 9月 船穂町し尿・浄化槽汚泥処理受託開始 水島ふれあいセンター(水島ごみ焼却処理場跡地整備事業) 着工 10月 し尿処理手数料を改定 倉敷地区 5 種分別拡大(3,871世帯), 合計約75,000世帯となり全市の 50% を超す 第 8 回暮らしとごみ展開催 11月 事業ごみ処理手数料区分を改定 (600円/100kg⇒120円/20kg) 水島地区 5 種分別拡大(5,811世帯) 12月 倉敷西部清掃施設組合ごみ焼却処理場閉鎖 児島ごみ焼却処理場運転休止 倉敷地区 5 種分別拡大(4,429世帯)
平成 10 年		1月 倉敷西部清掃施設組合清掃工場試運転開始 2月 倉敷地区 5 種分別拡大(2,466世帯) 3月 岡山県ごみ処理広域化計画策定 倉敷西部清掃施設組合清掃工場竣工 水島地区 5 種分別拡大(1,948世帯) 玉島地区 5 種分別拡大(3,000世帯) 家庭用ごみ焼却炉補助金交付要綱を廃止 西部最終処分場を運用中止

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成10年 (続き)	4月 機構改革により環境施設建設課と維持補修課を統合し、環境施設課とする 倉敷西部清掃施設組合へ市職員6名出向 6月 特定家庭用機器に係る収集及び再商品化等に関する法律(家電リサイクル法) 制定	4月 事業ごみ処理手数料区分を改定 (120円/20kg⇒60円/10kg) 倉敷地区5種分別拡大(4,089世帯) 市ごみ焼却処理施設での紙ごみ焼却原則中止の開始 「生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱」に題名を改正し、生ごみたい肥化容器に加え、生ごみ処理機も補助対象とする エフエムくらしき「環境アラカルト」オンエア開始 5月 第6回リサイクルフェア開催 7月 水島地区5種分別拡大(3,938世帯) 8月 倉敷地区5種分別拡大(13,822世帯) 10月 第9回暮らしとごみ展開催 倉敷地区5種分別拡大(3,867世帯) 水島ふれあいセンター完成 11月 水島地区5種分別拡大(3,903世帯)
平成11年	7月 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法) 制定	1月 倉敷地区5種分別拡大(10,816世帯) 2月 玉島地区5種分別拡大(3,500世帯) 東部粗大ごみ処理場、東部最終処分場、児島井津井最終処分場での土曜閉庁開始 水島ふれあいセンター業務開始 3月 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を改定 水島地区5種分別拡大(3,206世帯) 玉島地区5種分別拡大(2,300世帯) 白楽町ごみ焼却処理場ダイオキシン対策工事着手(開放型冷却塔を密閉型に変更) 水島ふれあいセンター供用開始 4月 「グリーン購入ネットワーク」へ入会 倉敷地区5種分別拡大(2,059世帯) エフエムくらしき「市役所からおはようございます」オンエア開始(金曜日のテーマが“環境”) 西部ふれあい広場(西部最終処分場跡地整備事業) 着工 5月 第7回リサイクルフェア開催 7月 倉敷地区5種分別拡大(2,010世帯) 5種分別全世帯拡大完了(156,947世帯) リサイクルシンボルキャラクターを市民公募 9月 倉敷市廃棄物減量等推進審議会「一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可の凍結解除」および「粗大ごみ戸別有料収集実施」答申 9～10月 第10回暮らしとごみ展開催

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成 1 1 年 (続き)		10月 ペットボトル拠点回収モデル実施 (協力 3 0 店舗) リサイクルシンボルキャラクター決定
平成 1 2 年	4月 機構改革により環境管理課とごみ減量対策課を統合し、一般廃棄物対策課とする。 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法) 完全施行 5月 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(資源有効利用促進法)による環境物品等の調達の推進等に関する法律制定 6月 循環型社会形成推進基本法制定 資源の有効な利用の促進に関する法律(旧リサイクル法)制定 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律制定	2月 リサイクルシンボルキャラクター名称が市民公募により「リックル」に決定 4月 ペットボトル拠点回収本格実施(協力店 3 0 店舗) エフエムくらしき番組名が「市役所からおはようございます」から「市役所 with」に変更(金曜日のテーマが「環境」) 5月 第 8 回リサイクルフェア開催 8月 倉敷市廃棄物減量等推進審議会「一般廃棄物(事業ごみ)処理手数料の改定及び粗大ごみの戸別収集に係る処理手数料等」答申 9月 倉敷市廃棄物減量等推進審議会「一般廃棄物(し尿(浄化槽汚泥を含む))処理業に係る合理化事業計画の策定」答申 ペットボトル拠点回収(協力店 9 3 店舗に拡大) 9～10月 第 1 1 回暮らしとごみ展開催 12月 倉敷市粗大ごみ受付センター設置
平成 1 3 年	4月 保健所政令市移行により産業廃棄物許認可等事務が岡山県から移管されたことに伴い産業廃棄物対策課が新設 機構改革により、市民局は市民環境局となり環境事業部と環境保全部とを統合し、環境部とする。また、各環境センター及び児島衛生センターは一般廃棄物対策課の下部組織に、東部埋立事業所、水島清掃工場及び資源選別所は環境施設課の下部組織となる。 特定家庭用機器に係る収集及び再商品化等に関する法律(家電リサイクル法) 本格実施	1～ 3月 粗大ごみ戸別収集を無料で試行 4月 粗大ごみ収集を、戸別有料収集方式(委託)へ移行 玉島地区ごみ(ごみステーション持ち出しごみ。(粗大ごみを除く。))収集業務民間委託実施 環境衛生課に「不法投棄総合窓口」を設置 事業ごみ処理手数料を 1 0 kg 当たり 9 0 円に改定 5月 第 9 回リサイクルフェア開催 倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業(P F I 事業) 実施方針公表 7月 ごみ処理広域化倉敷ブロック協議会作業部会を開催。 P F I 事業及び白楽町ごみ焼却処理場運転休止について報告 8月 東部最終処分場周辺塩害発生、対策開始 東部最終処分場でのフロン回収業務終了 10月 第 1 2 回暮らしとごみ展開催 水島地区企業との間で、東部最終処分場処理水有効利用の委託契約を締結 11月 P F I 事業落札者を川崎製鉄(株)に決定

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成14年	4月 中核市移行	1月 粗大ごみ戸別収集インターネット受付開始 3月 事業ごみ収集運搬許可業者51者を新規許可 PFI事業委託契約を水島エコワークス（株）と締結 4月 児島地区ごみ（ごみステーション持ち出しごみ（粗大ごみを除く））収集業務民間委託実施 5月 第10回リサイクルフェア開催 10月 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を改定 ごみ処理広域化倉敷ブロック協議会作業部会開催 第13回暮らしとごみ展開催 11月 白楽町ごみ焼却処理場運転休止 持込ごみの受入施設の受入時間を延長 （平日16：30まで） 12月 総社広域環境施設組合に一部燃やせるごみ（家庭収集ごみ）の処理を委託，吉備路クリーンセンターにごみ搬送開始
平成15年	10月 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき，メーカーによるパソコンの回収・リサイクルサービス開始	3月 井津井最終処分場埋立（最終処分）終了 4月 岡山市に一部燃やせるごみ（家庭収集ごみ）の処理を委託，東部クリーンセンター及び当新田環境センターにごみ搬送開始 岡山県適正処理困難指定廃棄物対策協議会及び岡山県廃棄物処理施設整備等促進協議会の会長及び事務局が，岡山市から移管（4年ごとの持ち回り） 倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設建設工事着工 5月 第11回リサイクルフェア開催 10月 事業系一般廃棄物（びん類）再資源化補助金交付制度開始 第14回暮らしとごみ展開催
平成16年		5月 第12回リサイクルフェア開催 8月 台風16号による高潮被害で，大量の災害ごみ発生。特別収集を実施，仮置場に集積・分別・破碎・資源化・焼却・埋立処理（市外委託処理も含む）を実施（平成17年3月完了予定）。 10月 台風23号による大雨被害で，災害ごみ発生。台風16号と同様に対応。 倉敷市児島リサイクル推進センター（愛称：クルクルセンター）オープン パソコンの受入停止（メーカー等のリサイクルルートへ誘導）

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成 1 6 年 (続き)		11月 第 1 5 回暮らしとごみ展開催 倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設仮稼動開始 12月 燃やせるごみ(家庭収集ごみ)市外処理委託(岡山市, 総社広域環境施設組合)終了
平成 1 7 年	8月 船穂町, 真備町と合併	3月 台風災害ごみ処理終了 4月 水島地区ごみ(ごみステーション持ち出しごみ(粗大ごみを除く))収集業務民間委託実施 倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設本格稼動開始 5月 倉敷市一般廃棄物(ごみ)処分業許可取扱い要綱制定 6月 第 1 3 回リサイクルフェア開催 7月 水島清掃工場管理運営業務民間委託実施 8月 合併により, 倉敷西部清掃施設組合の構成が倉敷市と金光町に, 総社広域環境施設組合の構成が総社市と倉敷市となる。 9月 倉敷西部清掃施設組合清掃工場の処理能力を 1 2 0 t / 日から 1 8 0 t / 日に変更 10月 クルクルセンターで木製品, 古本, 古着の修理・再生・提供開始。B D F カート導入。 第 1 6 回暮らしとごみ展開催
平成 1 8 年	12月 改正容器包装リサイクル法一部施行(罰則強化, 基本方針改正)	2月 持込ごみの受入施設の受入時間を延長(昼休みも受け入れ) 平日 8 : 4 5 ~ 1 6 : 3 0 土 8 : 4 5 ~ 1 4 : 0 0 倉敷市水害廃棄物処理計画策定 4月 事業ごみ処理手数料を 1 3 0 円 / 1 0 k g に改定 水島ふれあいセンターに, 指定管理制度を導入 6月 第 1 4 回リサイクルフェア開催 10月 船穂地区ごみ処理制度を統合 「家庭ごみの出し方」を市内全世帯に配布 第 1 7 回暮らしとごみ展開催 雑がみの排出方法の追加 (紙袋に入れて縛って出す方法) 11月 粗大ごみ処理手数料について, 倉敷市廃棄物減量等推進審議会での承認を経て, 据え置きとする。

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成19年	4月 改正容器包装リサイクル法本施行 (容器包装廃棄物の排出抑制) (プラスチック製容器包装の促進: レジ袋対策等) 12月 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律改正 (食品関連事業者に対する定期報告義務の創設など)	1月 総社広域環境施設組合による真備地区のし尿処理施設を建設 (アクアセンター吉備路) 4月 倉敷市地域美化推進員設置要綱の施行 5月 第15回リサイクルフェア開催 6月 児島地区ゴミステーションで分別に関する早朝指導を実施 8月 真備不燃物投入場の閉鎖 9月 第18回暮らしとごみ展開催 11月 「ごみ減量特集」を市内全世帯に配布
平成20年	4月 改正容器包装リサイクル法施行 (質の高い分別収集・再商品化の促進) (ペットボトルの容器包装区分の変更)	4月 資源ごみの出し方等を一部変更 ペットボトル (キャップとラベルをはずして、 店頭の回収ボックスへ排出、 回収できる品目を追加: 各種 調味料 (ノンオイルタイプ)、 各種食酢) 古布 (透明・半透明の袋に入れて出す方法を追加。) 6月 第16回リサイクルフェア開催 環境イベントの開催 (イオン倉敷・倉敷一番街) 10月 生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱を改正 堆肥化容器 : 5,000円を上限に、 購入費の2/3を補助 電気式処理機 : 30,000円を上限に 購入費の1/2を補助 11月 第19回暮らしとごみ展開催
平成21年	4月 機構改革により、市民環境局は環境リサイクル局となり環境部の産業廃棄物対策課、一般廃棄物対策課、環境施設課はリサイクル推進部とする 倉敷市児島リサイクルセンターを倉敷市リサイクル推進センターとする	6月 第17回リサイクルフェア開催 環境イベントの開催 (イオン倉敷) 10月 資源ごみの出し方等を一部変更 ペットボトル、シュレッダーくず (紙)、 紙パック (酒・調味料)、化粧びんを ゴミステーションで回収 3R推進中国四国地方大会 暮らしとごみ展 in クルクルセンター開催
平成22年		1月 一般廃棄物処理基本計画策定 2月 ハイブリッドパッカー車 (4t) の導入 3月 「家庭ごみの出し方 (保存版)」を市内全世帯に配布 「家庭ごみの出し方」英語版、中国語版、ポルトガル語版発行

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成 22 年 (続き)		6月 環境イベントの開催 (イオン倉敷) 第1回くらしき環境フェスティバル 倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会条例の制定 8月 倉敷市マイバッグ・マイ箸^{はし}運動推進協力店認定制度実施要綱の制定 9月 倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会委嘱式, 第1回審議会開催 10月 平成22年度3R推進中国地方大会 リサイクルフェア inくらしき2010 (フリーマーケット, フードコートなど) 11月 ごみ適正分別等啓発事業 (緊急雇用対策事業) 開始 (平成22年11月1日~平成23年3月31日) 12月 第3回STOP温暖化くらしきの開催
平成 23 年	4月 廃棄物処理法改正 (廃棄物処理業等の許可における欠格要件の見直し, 廃棄物処理施設の定期点検制度の創設など)	1月 第3回倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会開催 3月~5月 東日本大震災東北地方災害応援 (大船渡市, 松島町) 4月 真備地区と船穂地区の家庭ごみ収集を合理化事業の代替業務として, 対象業者に提供 (民間委託) 開始 5月 倉敷市一般廃棄物処理施設設置等指導要綱制定 6月 第2回くらしき環境フェスティバル 第5回倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会開催 7月 倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会答申 9月 倉敷市5R推進事業優良事業者表彰制度実施要綱制定 台風12号による災害ごみの特別収集の実施 10月 平成23年度3R推進中国四国地方大会 リサイクルフェア inくらしき2011
平成 24 年		2月 倉敷市廃棄物減量等推進審議会 (第10次) 委嘱式 第1回倉敷市廃棄物減量等推進審議会においてし尿処理手数料を審議し, 倉敷市一般廃棄物処理事業検討委員会において, 据え置きとした。 倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画 (第1次計画H23~H27) を策定 5月 BDF簡易給油施設を設置し, 倉敷地区の家庭ごみ収集車両へ供給開始 7月 「夏休み親子ごみ処理施設見学会」を新規実施

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成 24 年 (続き)		8月 倉敷市水島清掃工場基幹的設備改良整備運営事業審査委員会設置 委嘱式, 第 1 回審査委員会開催 10月 リサイクルフェアの開催 (以後毎年 10 月開催)
平成 25 年	4月 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行	4月 倉敷市ふれあい収集実施要綱の制定 5月 倉敷市ふれあい収集事業の開始 第 7 期分別収集計画の策定 7月 第 4 回倉敷市水島清掃工場基幹的設備改良整備運営事業審査会開催 (審査講評) 倉敷市水島清掃工場基幹的設備改良整備運営事業に係る仮契約締結 8月 夏休み親子ごみ処理施設見学会の開催 (以後毎年 8 月開催)
平成 26 年		1月 使用済小型電子機器のピックアップ回収開始 2月 倉敷市廃棄物減量等推進審議会 (第 11 次) 委嘱式 3月 倉敷市家庭ごみ収集運搬業務受託者選定審査委員会条例の制定 4月 水島清掃工場第二期長期包括管理運営委託開始 5月 全国都市清掃会議中・四国地区協議会総会開催 8月 第 1 回倉敷市廃棄物減量等推進審議会 一般廃棄物処理基本計画の改定について
平成 27 年		1月 倉敷市家庭ごみ収集運搬業務受託者選定審査委員会委嘱式, 第 1 回委員会開催 第 2 次倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会委嘱式 (第 2 期), 第 1 回審議会開催 2月 一般廃棄物処理基本計画改定 11月 第 2 次倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会答申
平成 28 年		4月 船穂長崎中継槽を廃止 5月 熊本地震 災害援助隊派遣 (第 1 次～第 4 次) 7月 玉島地区し尿貯留槽を廃止 (6 箇所) 9月 倉敷市一般廃棄物処理施設整備審議会条例の制定 12月 水銀使用廃製品薬局回収モデル事業の実施

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成 2 9 年		2月 倉敷市一般廃棄物処理施設整備審議会委嘱式, 第 1 回 審議会開催 3月 倉敷市水島清掃工場基幹的設備改良工事竣工 7月 蛍光管を資源ごみとして分別収集開始 「家庭ごみの出し方（保存版）」を改定し、冊子版と リーフレット版を作成

